

基本問題

以下の日本国憲法の条文に関して、①～⑤の問いに答えなさい。

第七十六条 すべて（A）は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する^ア下級裁判所に属する。

- 2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
- 3 すべて裁判官は、その（B）に従ひ（C）してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、^イ公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、（D）でこれを任命する。

- 2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる^ウ衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

- ① （A）～（D）にあてはまる言葉を書きなさい。
- ② 「^ア下級裁判所」は4種類に分けることができる。4つすべて書きなさい。
- ③ 「^イ公の弾劾によらなければ罷免されない」とあるが、適性に欠ける裁判官の資格を失わせるかどうかを決めるために、国会によって開かれる裁判を何というか。
- ④ 「^ウ衆議院議員総選挙の際国民の審査」とあるように、最高裁判所の裁判官が適任であるかどうかを国民の直接投票で審査することを何というか。
- ⑤ 日本国憲法第八十一条にあるように、違憲審査の判決について最終的な決定権を持つことから最高裁判所は何とよばれているか。

①	A	司法権	B	良心	C	独立	D	内閣
②	(順不同) 高等裁判所		地方裁判所		家庭裁判所		簡易裁判所	
③	弾劾裁判		④	国民審査		⑤ 憲法の番人		

応用問題

- ① 司法権の独立とはどのような原則であるか、書きなさい。
- ② 最高裁判所が憲法の番人とよばれる理由を書きなさい。

①	(例) 国会や内閣は裁判所に干渉せず、そして裁判官は良心に従い、憲法と法律にだけ縛られるという原則。
②	(例) 最高裁判所は、違憲審査の判決について最終的な決定権を持っているから。